

古文書勉強会

翻刻文

西成岩文書資料NO17-11-1 乍恐差出申一札之事

一私娘登せ儀先年名古屋表江縁付遣シ

申候二付心得違有之候右二付御屋敷方江不埒

之儀御願出右二付金子三分也奉頂戴候處

又候此度無所心(所以?)右一件御願申出候二付段々

御理解被仰聞金子登せ心得違之段何共

奉恐入申分も無之附而ハ已後ハ

御上様御屋敷并御村方江決而御苦勞筋等

一切御懸申間敷候為後日依而請書一札如件

安政六年

知多郡成岩村

未三月

請書之親

庄助印

請人

松四郎印

親類同断

清助印

御役人衆中

読みくだし文

おそれながら、差しだし申す一札の事

一(ひとつ)私娘とせ儀、先年名古屋おもてへ縁付遣わし

申し候に付き、心得ちがいこれ有り候、右につき、おん屋敷かたへ不埒

の儀お願出、右につき、金子三分なり頂戴たてまつりそうろうところ

またぞろ、こたび、所心(所以か)無右一件御願申し出候につき、段々

ご理解、仰せ聞かれ、金子とせ心得違いの段、なんとも

おそれ入り奉り、もうしわけもこれ無く、ついては、いこは

御上様御屋敷并御村方へけつしてご苦勞すじなど

いっさいおかけ申すまじ候、後日のため、これにより、請書一札、くだんのごとし

安政六年

知多郡成岩村

請書之親 庄助

請人

松四郎

親類同断

清助

御役人衆中

P1

天保十三寅六月

御糺二付制帳送一札出入帳

西成岩分用屋控

送遣候分

P2

一市左衛門娘み御廿七歳相成

右八上半田村磯右衛門方へ縁付

送一札遣申候

一与助後家娘りた廿二歳相成

右上半田村宗七方へ縁附

送一札遣申候

一市兵衛娘ふさ廿三歳

右緒川村為四郎へ縁付

送一札申候

一平三郎弟紋之助廿七歳

三州本地新田忠右衛門方へ養

子二願出送一札遣申候

一兵七娘みお廿六歳相成

同人倅亀太郎年四親子共

常滑村勘右衛門殿縁附

送一札遣申候

一兵七妹娘つや廿五歳二成

久米村平左衛門殿へ縁付

送一札遣申候

P3

一仙右衛門娘里と廿六歳

藪村治郎吉方縁付送

一札遣申候

一庄七娘ため廿九歳

柿並村新九郎方へ縁付

送一札遣申候

一善兵衛娘起く廿四歳

河和村喜助方へ縁付

送一札遣申候

一奎左衛門妹み起廿六歳

下半田村宗二郎方へ縁付

送一札遣申候

一治郎左衛門倅作蔵三拾八歳
同人倅橘太郎年四ツ親子共
下半田村亀蔵方へ養子二
送一札遣申候

一治郎右衛門倅治兵衛卅七歳
大高村紋左衛門方へ養子二
遣送一札遣申候

P4

一七左衛門弟岩七廿九歳
愛知郡和合村喜兵衛方へ
養子遣送一札遣申候

一庄助妹み御廿三歳
半田村定次郎方へ縁付
送一札遣申候

一清右衛門娘志の廿六歳
下半田村嘉吉方へ縁付
送一札遣申候

一卯右衛門娘とせ廿七歳
同人倅とら年七ツ親子共
大脇村八右衛門方へ縁付
送一札遣申候

右八何連も常楽寺
且家二御座候

P5

是より当村請取分

一市左衛門息子嫁三州碧海郡
苅谷村許之吉(コノキチ)娘廿三歳
相成請取申候

右村庄屋

正木通寺

一庄助女房三州碧海郡
棚尾村藤左衛門娘廿六歳
相成候

右村庄屋

利兵衛

李右衛門兄

一仲右衛門女房常滑村紋左衛門
娘三拾式歳送請取申候

右村庄屋

八右衛門

李右衛門弟

一松兵衛女房岩滑新田

善七娘廿九歳送慥

請取申候

右村庄屋

兵左衛門

P6

一源助女房三州大浜甚助娘

廿老歳相成送請取申候

右村庄屋

八郎右衛門

一治郎右衛門女房河和村忠蔵

娘三拾壹才二相成請取申候

右村庄屋

長左衛門

一彦洲彦助嫁大高村

市右衛門娘廿三歳送り

相請取申候

右村庄屋

久能九平次

一彦洲忠兵衛嫁多氣村

民右衛門娘三拾式歳送一札

相請取申候

右村庄屋

伊左衛門

一善三郎女房岩滑村重吉娘

廿四歳送請取申候

右村庄屋

又右衛門

P7

右之通送り御取斗

可申上候 以上

惣右衛門

東兵衛